

○厚生労働省令第三十五号  
 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（調整対象収入額の算定方法）</p> <p><b>第五条</b> 調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 療養給付費等調整対象収入額 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、五万六千六百九十三円九十銭を超える場合は五万六千六百九十三円九十銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額</p> $\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}} \times 0.364236508$ <p>ロ 当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇八九八〇三六五九九三二二を超える場合は〇・〇八九八〇三六五九九三二二とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額</p> $0.0000006327588 \times \frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}}$ <p>二 後期高齢者支援金等調整対象収入額 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 一万四千一百四十八銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）</p> <p>ロ 〇・〇二四七六二八二二〇〇に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）</p> <p>三 介護納付金調整対象収入額 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 一万五千四百五十三円三十八銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）</p> <p>ロ 〇・〇一九九三六〇四七一〇に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）</p>	<p>（調整対象収入額の算定方法）</p> <p><b>第五条</b> 調整対象収入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 療養給付費等調整対象収入額 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 次の式により算定した額（銭未満は四捨五入するものとし、五万七千七百二十円六十八銭を超える場合は五万七千七百二十円六十八銭とする。以下「基礎賦課基準応益割額」という。）に、当該都道府県の平均被保険者数（当該都道府県に係る当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における被保険者の数の合計数を十二で除した数をいう。以下この条において同じ。）を乗じて得た額</p> $\frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}} \times 0.370234749$ <p>ロ 当該都道府県の賦課期日（法第七十六条の二に規定する賦課期日をいう。以下この条において同じ。）における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第二十九条の七第二項第四号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の合計額に、次の式により算定した率（小数点以下第三位未満は四捨五入するものとし、〇・〇九二二二二七〇四六八二〇〇を超える場合は〇・〇九二二二二七〇四六八二〇〇とする。以下「基礎賦課基準応能割率」という。）を乗じて得た額</p> $0.0000006594506 \times \frac{\text{療養給付費等調整対象需要額}}{\text{当該都道府県の平均被保険者数}}$ <p>二 後期高齢者支援金等調整対象収入額 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 一万四千六百六十円五十二銭に、当該都道府県の平均被保険者数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）</p> <p>ロ 〇・〇二五四〇九三二九五〇に、当該都道府県の賦課期日における被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）</p> <p>三 介護納付金調整対象収入額 次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 一万五千八百三十二円七十銭に、当該都道府県の当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月末における国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）であるものの数の合計数を十二で除した数を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）</p> <p>ロ 〇・〇二一四三三〇七四五三二に、当該都道府県の賦課期日における介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額を乗じて得た額（銭未満は四捨五入するものとする。）</p>

厚生労働大臣 上野賢一郎

2 当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十六万円を超える世帯があるときは、前項第一号口における基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該世帯に属する被保険者に係る} \\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{当該都道府県の基礎} \\ \text{660,000円} - \text{賦課基準応益割額} \end{array} \times \left[ \begin{array}{l} \text{賦課期日に当該世帯に} \\ \text{属する被保険者の数} \end{array} \right] \right] \times \text{当該都道府県の基礎賦課基準応能割率}$$

3 一万四千一百四十八銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二四七六二八二二〇〇を乗じて得た額との合計額が二十六万円を超える世帯があるときは、第一項第二号口における基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該世帯に属する被保険者に係る} \\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{賦課期日に当該世帯に} \\ \text{260,000円} - \text{14,011円48銭} \times \left[ \begin{array}{l} \text{属する被保険者の数} \end{array} \right] \end{array} \right] \times 0.02476282200$$

4 一万五千四百五十三円二十八銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇一九九三六〇四七一二を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号口における基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者} \\ \text{に属する基礎控除後の総所得金額等の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{賦課期日に当該世帯に属する} \\ \text{170,000円} - \text{15,450円38銭} \times \left[ \begin{array}{l} \text{介護納付金賦課被保険者の数} \end{array} \right] \end{array} \right] \times 0.019936047112$$

(端数計算)

第十条 第四条第一項各号の額、第五条第一項各号の額又は第六条の規定による特別調整交付金の額を算定する場合において、その算定した金額に五百円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

2 当該都道府県の基礎賦課基準応益割額に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に当該都道府県の基礎賦課基準応能割率を乗じて得た額との合計額が六十五万円を超える世帯があるときは、前項第一号口における基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該世帯に属する被保険者に係る} \\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{当該都道府県の基礎} \\ \text{650,000円} - \text{賦課基準応益割額} \end{array} \times \left[ \begin{array}{l} \text{賦課期日に当該世帯に} \\ \text{属する被保険者の数} \end{array} \right] \right] \times \text{当該都道府県の基礎賦課基準応能割率}$$

3 一万四千六百六十二銭に賦課期日にその世帯に属する被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二五四四〇九三二九五〇を乗じて得た額との合計額が二十四万円を超える世帯があるときは、第一項第二号口における基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該世帯に属する被保険者に係る} \\ \text{基礎控除後の総所得金額等の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{賦課期日に当該世帯に} \\ \text{240,000円} - \text{14,160円52銭} \times \left[ \begin{array}{l} \text{属する被保険者の数} \end{array} \right] \end{array} \right] \times 0.025440932950$$

4 一万五千八百三十二円七十銭に賦課期日にその世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数を乗じて得た額とこの項の規定による控除をする前の当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額に〇・〇二一四三七〇七四五三一を乗じて得た額との合計額が十七万円を超える世帯があるときは、第一項第三号口における基礎控除後の総所得金額等の計算上、当該世帯ごとに次の式により算定した額の合計額を、控除するものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者} \\ \text{に属する基礎控除後の総所得金額等の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{賦課期日に当該世帯に属する} \\ \text{170,000円} - \text{15,832円70銭} \times \left[ \begin{array}{l} \text{介護納付金賦課被保険者の数} \end{array} \right] \end{array} \right] \times 0.021437074531$$

(端数計算)

第十条 調整交付金の額、調整対象需要額又は第五条第一項第一号若しくは第二号の額を算定する場合において、その算定した金額に五百円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附 則

(令和七年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例)

第六条 令和七年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万九千九百九十三円九十銭」とあるのは「五万三千七百二十六円六十四銭」と、[0.364236508]とあるのは「0.373568636」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」及び「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇八九八〇三六五九三三二二」とあるのは「〇・〇九四三三三三三三三三三」と、[0.0000006327588]とあるのは「0.0000006562040」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」と、同条第三項中「一万四千四百四十八銭」とあるのは「一万四千九百九十七銭」と、同条第三項中「一万四千四百四十八銭」とあるのは「〇・〇二二五二七六五九九二〇五」と、「[14,011円48銭]」とあるのは「[14,019円97銭]」と、「[0.024762822200]」とあるのは「[0.025176539205]」と、同条第四項中「一万五千四百五十三円三十八銭」とあるのは「一万五千七百一十四円三十八銭」と、「〇・〇一九九三六〇四七一三二」とあるのは「〇・〇二〇四八二九三三〇〇」と、「[15,450円38銭]」とあるのは「[15,711円36銭]」と、「[0.019936047112]」とあるのは「[0.020482913100]」とある。

附 則

(令和六年度における基礎賦課基準応益割額、基礎賦課基準応能割率及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例)

第六条 令和六年度における調整対象収入額については、第五条第二項中「当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」とあるのは「前項第一号イ中「五万七千七百二十四円六十八銭」とあるのは「五万二千四百七十七円七十三銭」と、[0.370234749]とあるのは「0.382315733」と読み替えて同号イの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応益割額」及び「当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」とあるのは「前項第一号ロ中「〇・〇七二二二二二二二二二二」とあるのは「〇・〇九三三三三三三三三三」と、[0.0000006825206]とあるのは「0.0000006594506」とあるのは「0.0000006825206」と読み替えて同号ロの規定を適用して算定した当該都道府県の基礎賦課基準応能割率」と、同条第三項中「一万四千六百六十四円五十二銭」とあるのは「一万四千二百二十二円三十三銭」と、「〇・〇二二五二七六五九九二〇五」とあるのは「〇・〇二二五二七六五九九二〇五」と、「[14,160円52銭]」とあるのは「[14,222円22銭]」と、「[0.025440832950]」とあるのは「[0.025315098347]」と、同条第四項中「一万五千八百三十三円七十銭」とあるのは「一万五千六百五十五円九十七銭」と、「〇・〇二二四三三三三三三三」とあるのは「〇・〇二二〇九四六五九七六」とある。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の規定は、令和七年度分の調整交付金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十二条第一項に規定する調整交付金をいう。）から適用する。